

第420回埼玉県内水面漁場管理委員会

議 事 録

開催場所	(独) 水資源機構 利根導水総合事業所	担当書記	岡部 貴文	
会議日数	自 令和5年8月1日(火) 1日間 至 令和5年8月1日(火)			
出席者数	委員定数13名中出席者11名			
出席委員	岡本 信明	坂本 均	島田 敬万	田中喜久雄
	松本 泉	新井 博	岡田 信義	田中深貴男
	大冢 早孝	矢野 雅	古谷 愛子	
欠席委員	米田 和夫	大久保香里		
県出席者	農林部副部長	竹詰 一	生産振興課長	今西 典子
	担当副課長	九十九 和彦	担当主幹	甲賀 真人
	主任専門員	梅沢 一弘	担当主任	岡部 貴文
	技師	小山 知洋	囑託	舘 礼子
	水産研究所長	青木 伯生		
事務局	生産振興課長	今西 典子	担当副課長	九十九 和彦
署名委員	会 長.....			
	委 員.....			
	委 員.....			

会議に付した議案並びに審議結果

審 議

議案番号	件 名	結 果
1	群馬県、千葉県、東京都の漁業権免許について	意見なし
2	群馬県、千葉県、東京都の第五種共同漁業権遊漁規則について	意見なし

協 議

議案番号	件 名	結 果
	埼玉県の第五種共同漁業権遊漁規則について	—

報 告

報告番号	件 名	結 果
	利根大堰魚道の遡上状況について	—

発 言 者	発 言 内 容
司 会	<p>第420回埼玉県内水面漁場管理委員会を開催します。</p> <p>本日は13名中11名の委員に御出席をいただいております。総数13名の過半数を満たしていることから委員会事務規程第6条の規定により本委員会は成立することを御報告いたします。</p> <p>開会に当たり、会長、御挨拶をお願いします。</p>
会 長	<p>第420回内水面漁場管理委員会の開催にあたり一言ごあいさつ申し上げます。</p> <p>委員の皆様方におかれましては、公私ともに御多忙中のところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>公務御多忙の中、農林部の竹詰副部長にも御出席をいただき、厚くお礼申し上げます。</p> <p>さて、皆様ご存知のとおり、利根大堰の魚道は、利根川に生息する多様な生物の通り道となっております。</p> <p>春は稚アユ、秋にはサケが魚道を遡上し、その姿を観察室で見ることができ、県民の皆様が河川の魚に慣れ親しめる貴重な場でございます。</p> <p>魚道を利用している魚を身近に観察できるそうなので、どのような魚が見られるか、私も楽しみにしています。</p> <p>本日の委員会では、群馬県、千葉県、東京都から諮問を受けました各都県の漁業権免許と遊漁規則について、御審議をいただくほか、埼玉県の遊漁規則について御協議いただきます。</p> <p>委員の皆様には、忌憚のない御意見をいただき、有意義な議論が進められるよう、よろしくをお願いします。</p> <p>連日、猛暑日が続いております。御参会の皆様には、健康には十分御留意され、お元気でお過ごしくくださいますよう祈念いたしまして、あいさつとさせていただきます。</p>
司 会	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、農林部副部長より挨拶を申し上げます。</p>
農 林 副 部 長	<p>第420回内水面漁場管理委員会の開催にあたり一言御挨拶申し上げます。</p> <p>岡本会長を始め、委員の皆様方におかれましては、常日頃から本県水産行政の推進に御協力を賜りまして、心より感謝を申し上げます。</p>

	<p>さて、県では水質汚濁防止法に基づき、令和4年度の県内河川の公共用水域の水質測定結果を7月25日に公表しました。</p> <p>これによりますと、調査した県内44の河川94地点のうち86地点、割合にして91%でアユの棲める水質を達成し、喜ばしい結果となりました。</p> <p>一方では、川底の平坦化が進んだことで淵が埋まり、早瀬が無くなるなど、漁業関係者や釣り人からは魚の隠れ場やエサ場の消失が指摘されております。</p> <p>河川環境の変化やカワウの被害など、一朝一夕には、解決できませんが、魚影の濃い川づくりに向け、引き続き関係機関と連携を図りながら、しっかりと取り組んでまいります。</p> <p>本日の議題ですが、審議事項では群馬県、千葉県、東京都の知事から漁業権免許と遊漁規則の認可に関する漁業法に基づく諮問があります。</p> <p>また、協議事項では埼玉県知事が認可する各漁業協同組合の遊漁規則について委員の皆様から御意見を頂きたいと考えております。</p> <p>遊漁規則は、釣り人が守るルールと遊漁料金を定めることから、漁場の秩序を守る基本となるものでございます。</p> <p>委員の皆様には、本県水産業の振興のため、忌憚のない御意見を賜りますよう、お願い申し上げます。</p> <p>8月となり夏も本番です。まだまだ暑さも続きますが、皆様方の御健勝と御活躍を御祈念申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。</p>
議 長	<p>それでは、これより会議を開始します。本日は、会議の傍聴人はいません。</p> <p>はじめに、議事録署名人を指名します。委員会事務規程第11条で、会長が指名することになっていますので、田中喜久雄委員と古谷委員を指名します。書記は事務局にお願いします。</p> <p>なお、発言された内容は議事録に記載され、県ホームページで公開となりますので御了承願います。</p> <p>次第に基づき、審議事項第1号議案の「群馬県、千葉県、東京都の漁業権免許について」、事務局から説明してください。</p>
事 務 局	<p>第1号議案についてご説明いたします。</p> <p>群馬県、千葉県、東京都では9月1日に漁業権免許の切替が行われます。</p> <p>群馬県の共第7号の神流川及び共第11号の谷田川、千葉県の内共第14号の利根川、並びに東京都の内共第11号の江戸川の漁場計画については、2月に開催しました第418回委員会において、各都県に対し意見なしの回</p>

	<p>答を行ったところです。今回、その漁場計画の内容に基づき、関係する漁業協同組合から免許の申請がそれぞれの都県にありました。</p> <p>免許の申請があったときには、漁業法第 70 条により「知事は、漁場管理委員会に意見を聴かなければならない」とされており、漁場の一部が埼玉県の河川にかかることから、各都県から意見を求められております。</p> <p>免許の申請者は、群馬県の共第 7 号漁場では神流川漁業協同組合が、共第 11 号では邑楽漁業協同組合が免許を申請しており、埼玉県の漁協は申請しておりません。</p> <p>次に、千葉県の内共第 14 号では、千葉県の手賀沼漁業協同組合、印旛沼漁業協同組合、茨城県の新利根漁業協同組合、鬼怒利根漁業協同組合及び埼玉県の埼玉県北部漁業協同組合の 5 漁協が手賀沼漁協を代表組合として免許の申請をしております。</p> <p>最後に、東京都の内共第 11 号では、東京都の東京東部漁業協同組合、埼玉県の埼玉東部漁業協同組合、千葉県の松戸市漁業協同組合及び市川市漁業協同組合の 4 漁協が東京東部漁協を代表組合として免許を申請しています。</p> <p>いずれの組合も、免許の申請に必要な総会の議決を経ており、法第 71 条で定められた免許の基準である「申請の内容が漁場計画と同じであること」、「漁業権の不当な集中がないこと」、「私有地等での同意を得ていること」を満たしております。</p> <p>また、法第 72 条第 2 項第 2 号に規定された「関係地区内の水産動植物を年間 30 日以上採捕する者の世帯数のうち組合員の世帯数が 3 分の 2 以上であること」についても、組合員の世帯数と同一であり、いずれの漁協も適格性を有しております。</p> <p>以上のことから、免許について各都県から諮問を受けた内容は適正であると考えております。</p> <p>各県から諮問のあった漁業権免許の説明は以上になります。</p> <p>御審議のほどよろしく申し上げます。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。ただいまの説明について、御意見、御質問がありましたらお願いします。</p> <p>御意見がないようですので、本案件に対する委員会の意見はなしとします。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、審議事項第 2 号議案の「群馬県、千葉県、東京都の第五種共同漁業権遊漁規則について」、事務局から説明してください。</p>

事務局	<p>第2号議案について御説明いたします。</p> <p>遊漁規則は組合員以外の者が行う魚の採捕について制限を定める組合規則で、都道府県知事が認可します。</p> <p>規則の認可にあたり漁業法第170条において、「認可の申請があったときは、県知事は内水面漁場管理委員会の意見を聴かなければならない」とされています。</p> <p>さきほど、群馬県、千葉県、東京都から免許の諮問についてご審議を頂きましたが、免許を受ける漁業協同組合は遊漁規則を新たに定めなければなりません。</p> <p>各都県から、それぞれ、埼玉県内の漁場に係る組合の遊漁規則について、当委員会あてに意見が求められています</p> <p>法に基づいた遊漁規則の認可基準については認可を行う各都県により審査が行われ、いずれも適正であるとのことでございます。</p> <p>このため、諮問を受けた遊漁規則が埼玉県の漁業調整規則と整合性が取れているかを精査しましたが、いずれの条項についても適正な記述となっております。</p> <p>水産動物の採捕の許可では、漁業調整規則で定めた遊漁規則で使える漁具・漁法以外の漁具・漁法は記載されていません。</p> <p>同じく、サケ、アユの採捕禁止期間や全長制限におきましても漁業調整規則で定めた内容が守られております。また、禁止区域に該当する場所はありませんでした。</p> <p>このため、各都県から諮問を受けた遊漁規則の内容は適正であると考えます。</p> <p>説明は以上となります。御審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ただいまの説明について、委員の皆様から御意見御質問ありましたらお願いします。</p>
委員	<p>最近、ニホンウナギの資源が減っているのので、世界的に絶滅危惧種の考えが出ていますが、下りウナギの保護を目標とした漁業調整規則はないのですか。</p>
事務局	<p>ウナギの保護については、千葉県では漁業調整規則でウナギの採捕の制限をかけています。東京都は江戸川の下流で、ウナギを採捕する組合の自主的な決まりとして採捕の制限をしています。</p> <p>群馬県と埼玉県は内陸県なので調整規則での制限はありません。</p>

<p>議 長</p>	<p>他に質問等がないようでしたら、本案件についての委員会の意見はなしとします。</p> <p>続きまして、協議事項「埼玉県の第五種共同漁業権遊漁規則について」、事務局から説明してください。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>協議事項について、ご説明いたします。</p> <p>第五種共同漁業権遊漁規則について、令和6年1月1日に漁業権免許の切替えにともない、組合員以外の者の遊漁者の採捕の決まりを漁業協同組合が新たに策定しなければなりません。</p> <p>遊漁規則は、漁業法第170条により知事の認可が必要で、認可の申請があったときは、知事は内水面漁場管理委員会に意見を聴かなければならないと定められています。</p> <p>今回の委員会で、埼玉県知事が認可する遊漁規則の諮問が行われる予定ですが、次回委員会で意見を頂いた場合、その意見を遊漁規則に反映することが難しいため、今回の委員会で協議いただきます。</p> <p>各漁協の現行の遊漁規則との変更点を御説明します。</p> <p>まず、秩父漁協では遊漁規則は共第1号の範囲のみになります。</p> <p>北部漁協では、新たに設定される渡良瀬川の共第6号の免許申請を予定しているため、共第5号と6号の遊漁規則を策定します。</p> <p>遊漁の承認は、すべての漁協が口頭で行うこととし、加えて入間漁協と埼玉西部漁協はオンライン遊漁券を導入しています。</p> <p>次に、秩父漁協では新たに尾数制限区間を設定しました。場所は、荒川の秩父市内にある巴川橋から下流の長瀨町と寄居町の境にある中央漁協との組合境までの区間で、10月1日から2月末日の間、キャッチアンドリリース区間を除き、ます類（ニジマス）の持ち出しを3尾までとすることとしています。</p> <p>漁具・漁法では埼玉南部と東京東部の8号漁場で、使用実態がないので旗網の禁止事項を削除しました。</p> <p>魚種及び期間の制限では、埼玉東部漁協が中川、古利根川での「うなぎ竹筒」漁を周年とし、児玉郡市漁協では日没後の投網を禁止します。</p> <p>次に、遊漁期間では、秩父漁協がニジマスの周年遊漁区域を拡大します。拡大した区間は、先ほど説明した尾数制限区間と同じ、巴川下流の荒川です。</p> <p>入間漁協では、有間川の一部と小瀬戸堰下流の入間川でニジマスの周年遊漁区域を新たに設定し、ワカサギの遊漁期間を拡大します。一方、カジカの遊漁期間は短縮します。また、北部漁協では、ドジョウを周年で採捕</p>

できるようにします。

児玉郡市漁協では、4号漁場でます類が漁業権魚種となることから、新たにます類の遊漁期間とワカサギの遊漁期間を新たに設定します。

入間漁協と東京都の奥多摩漁協の共第7号漁場では、カジカが漁業権魚種になるため、新たに遊漁期間を設定します。

次に、禁止区域では秩父漁協と埼玉南部漁協に変更があります。また、秩父漁協では魚道の上下流の禁止区間を5mから10mに延長します。

網による採捕を禁止した、釣り専用区域では、秩父漁協・入間漁協・西部漁協・南部漁協に変更があります。

最後に遊漁料の額ですが、すべての漁協で料金の改定を検討しています。

減免については、秩父漁協が18歳未満を無料とするほか、若い釣り人を増やすため、県内の全漁協で中学生以下を無料としています。

次に、遊漁料の額の変更についてですが、遊漁料の認可の可否は、法第170条により「水産動植物の増殖及び漁場の管理に要する費用の額に比して妥当なものでなければならない」とされています。

漁業協同組合の主な収入は、行使料として組合員費と遊漁料収入で、この中から、増殖費用と漁場監視費用、組合の運営費を賄っています。

今回、すべての組合で遊漁料の見直しをしており、現行料金から1割から3割の値上げを検討しています。

遊漁料金の見直しする理由は、種苗の購入価格が従前から比べて15%から20%ほど上がっていることや、漁場監視についてもガソリン代など諸費用が高騰しており、従前と同様な放流量を維持し漁場監視を続けるためには相応な値上げは必要と各漁協から意見が出ているところです。

組合から、提示された金額をもとに増収額を算定したところ、現在の収入から10%から30%の増収を見込んだ額が設定されています。

まず、秩父漁協では、アユ・ます類など全魚種を対象に網漁具も使える甲種年券が現行の1万1千円から、1万4千円となり、甲種日釣り券は2千円から3千円としています。

秩父漁協では、ほとんどのコンビニで遊漁券を扱っていることや、山間地域など漁場監視に時間がかかる場所が多いため、甲種日釣りの現場売りの金額を3千円から5千円とするなど、各種現場売りの料金を設定しています。また、新たに障害者料金を設けており、通常料金の80%程の金額となっています。

入間漁協では、甲種年券を7千5百円から8千円に上げましたが、甲種

	<p>日釣り券では、逆に2千円から2千円に値下げを予定しています。</p> <p>中央漁協では、甲種年券を8千4百円から9千円にして、日釣り券は据え置いています。また、アユを除くます類券を4千2百円から6千円に設定しています。</p> <p>埼玉西部漁協は甲種年券を7千円に日釣り券を3千円に、現場売り券を3千5百円とするなど価格の変更を予定しています。</p> <p>武蔵漁協では甲種年券を7千円に日釣り券を3千円に、現場売り券を3千5百円とするなど、西部漁協と隣接し、漁場の環境が類似しているのと同じ料金としています。また、アユ・ます類を除く乙種券では、リールを除く釣りの遊漁券を廃止し、釣りはリールを使える釣り券のみとしています。</p> <p>埼玉南部漁協では東京都を含む柳瀬川全川が漁場となるため、アユの増殖を強化することから、甲種年券を6千円、日釣り券を2千円としています。また、リール釣りを除いた釣り券を廃止します。</p> <p>児玉郡市漁協では、ます類が漁業権魚種に加わることなどから甲種年券を6千円とし現場売りを新たに設定しています。その他に、第一間瀬湖がフナとワカサギの中心的な漁場であることから、第一間瀬湖だけの遊漁料金を別に設定します。</p> <p>東部漁協では、リール釣りを除いた釣り券を廃止し、新たに、年券で4千円のリール釣りもできる釣り券を新設します。</p> <p>埼玉県北部では、網も使える甲種年券を6千円とし、釣りのみの乙種年券を4千円とし、日釣り券の金額は据え置きです。</p> <p>最後に、埼玉県の3漁協と、群馬県の2漁協が関係する、利根川と神流川を漁場とする共第9号です。9号では、年間券と現場売り券を新たに設定します。年間券を6千円とし現場売りは甲種千5百円、アユ、ます類を除いた乙種券で千円とします。日釣り券は据え置きとします。</p> <p>遊漁料の説明は以上ですが、遊漁規則は現時点で確定していないものも含まれています。</p> <p>各組合では、この後、免許の申請と遊漁規則の認可申請に向けて、9月中旬に理事会と臨時総会を開催することとなりますので、今回の委員会の意見を反映させるなど、組合と遊漁者双方にとって、より良い遊漁規則を制定するため、委員の皆様のご意見をお願いします。</p> <p>説明は以上になります。御審議のほどよろしくお願いします。</p>
議 長	<p>各組合が遊漁規則で遊漁者に対して遊漁料の額などを決めて、適切な規則を定めていくために、漁場管理委員会で審議をしていただくものと思い</p>

	<p>ます。</p> <p>事務局に質問ですが、遊漁規則は遊漁者が対象ですが、組合員に対する規則はどのようになっているのですか。</p>
事務局	<p>基本的に漁業権行使規則の制限は、漁業調整規則の範囲内で組合に任されていますが、遊漁規則の認可の一つの基準として、組合員と遊漁者の間で特段の差を設けてはいけなとあります。ここに定める遊漁規則の制限はすべて行使規則にも記載される内容となってきます。</p>
委員	<p>遊漁料の額について、秩父漁協では18歳未満が無料、それ以外の漁協が限定付きですべて中学生以下は無料とあります。</p> <p>しかし、県内共通遊漁料は小学生以下が免除とありますが、どういことでしょうか。</p>
事務局	<p>県内共通遊漁券は各漁協が漁連に販売を委託しています。各漁業協同組合で価格が6千円で中学生以下は無料との合意がなされておりますので、県内共通遊漁券の額を6千円とし、中学生券を廃止する内容で協議いただくようお願いします。</p>
議長	<p>県内共通遊漁券の内容について今一度説明をお願いします。小学生以下無料の文言が中学性以下無料に変更になるのでしょうか。</p>
事務局	<p>県内共通遊漁券の小学生以下の表記は削除とし、中学生以下無料の規定は各漁協の遊漁料の規定に従います。</p>
議長	<p>一律で、県内共通遊漁料の額及び納付方法は全て6千円で、前項の規定に関わらず中学生以下は無料とし、身体障害者は同項に規定する額の2分の1とするとわかりやすいと思います。</p> <p>他にありますか。</p>
委員	<p>各漁協の規則は令和6年1月1日から施行され10年で免許は書き換えとなりますが、終期は書かないのでしょうか。</p> <p>もう1点、秩父漁業協同組合は遊漁料が全体的に高めに設定されていますが、必要経費等が高いのでしょうか。理由を教えてください。</p>
事務局	<p>遊漁規則は国の遊漁規則例を見本に定めており、それに終期が記載されていなく、終期を記載する定めがありません。</p> <p>秩父漁協ですが、日本一早いアユの解禁で釣り客を集めており、アユと</p>

	ます類の放流量が県内で一番多く、漁場は広範囲で溪流の区域も大きいので漁場監視の手間を考慮し、高めの設定になっています。
議 長	遊漁料が支払われることで、より漁業環境が改善されるとよいですね。その他に御意見ありますか。
委 員	<p>秩父漁協の禁止区域で滝の沢、小山川、ガク沢、信濃沢、金蔵沢が禁止区域から外れて遊漁ができるようになり、新たに大若沢や大山沢が禁止区域となりましたが、何か理由はありますか。例えば、しばらく禁漁にして、資源が回復したということなののでしょうか。</p> <p>埼玉南部では、びん沼川の禁止区域を外して、伊佐沼の釣り専用区域を外して、網等ができるようになったことなど、その辺の理由は魚類資源の保護という観点から判断したものでしょうか。</p>
議 長	秩父漁協と埼玉南部漁協の禁止区域を外す理由についての質問です。
事 務 局	<p>秩父漁協で5河川の禁止区域を外し、3河川を加えるというのは、輪番制の考え方によるものです。ある川を種川として遊漁を禁止して、ある程度資源が回復したら釣り場として開放し、次の区域を種川として禁止する一環の考え方です。小山川は秩父漁協の漁場から外れたため、禁止区域も外れています。</p> <p>埼玉南部のびん沼川は、ここを禁漁にした当時の理由がなくなったため、削除しました。</p> <p>伊佐沼の釣り専用区は、近年網漁業を使用する方が減り、釣り専用区を外しても資源への影響は少ないと考え、釣り専用区から外しました。</p>
委 員	埼玉西部の釣り専用区で、高麗川(飯能市新堀)と記載されていますが、ここは飯能市で間違いないですか。
事 務 局	合っているか、後程確認します。
議 長	続きまして報告事項の「 利根大堰魚道の遡上状況について 」水資源機構利根導水総合事業所からお願いします。
水資源機構	<p>当事業所では、利根川から水を取水して、東京都、埼玉県、千葉県に用水を供給する仕事をしています。河川の上流下流で水位差をつける構造物を有しているので、魚に配慮した魚道の管理をしています。</p> <p>利根大堰は北が群馬県側、南が埼玉県側で、利根川が上流からカーブし</p>

	<p>て流れており、右岸側に水の流れが集まっています。そのため、魚道は右岸側に3ヶ所設けております。</p> <p>1号魚道は、カーブしてから、直線状に上っていく構造で、各段に水がたまる構造をしているので、魚は休みながら上っていきます。</p> <p>2号、3号の魚道は、一旦180度折れながら上がる構造になっています。</p> <p>今年は4月21日から5月31日にアユの遡上数の調査をしました。魚道の中に捕獲用の籠をセットし、2時間おきに籠を引き上げて、アユの遡上数を計数します。最盛期は2時間で籠がいっぱいになりますので、代表的なアユの重さを量って、総重量からアユの数を計算しています。令和5年度はアユの遡上数は9万尾弱ほどで、過去の遡上数からみるとアユは良好に遡上しています。</p> <p>10月以降にはサケの遡上調査をしています。サケはアユほど遡上するわけではないので、ビデオを常時撮影して映ったサケを数えています。利根川はサケの遡上の南限といわれています。平成25年の1万8千尾をピークにサケが遡上していましたが、近年減少し、令和4年は85尾とかなり減っています。サケは寒い時期に上っていくので、地球温暖化が関係しているのではないかと思います。</p> <p>魚道観察室は、アユの遡上している最盛期はどこを見てもアユだけです。階段の部分を飛び跳ねるように上へ上へと上っていく様子が見られます。ようやくコロナが収まり、今年は親子連れの方など多くの方に御来場いただきました。</p> <p>遡上数の計測からも、魚道が機能していることが確認されています。簡単ですが、説明は以上です。</p>
議 長	どうもありがとうございました。
委 員	サケが10月から11月終わりに遡上してくる時の水温の計測はしていますか。10度を超えるとサケの卵の孵化が異常になり孵化をしなくなります。温暖化の関係があるかと思い、気になりました。
水資源機構	水温は調べれば分かります。県を通してお示しできればと思います。
委 員	水産研究所でも水温などによって資源が減っている原因について、考察していただけたらと思います。
議 長	あとで水温について、最盛期と今でどう違うか、比較して考察してみる

	のがいいと思います。
委員	サケの遡上は平成 15 年頃に増えていますが、その当時に魚道の構造に何か変化があったのですか。
水資源機構	調査手法や頻度などが多少変わっていることもありますが、昭和 43 年に完成してから、一度抜本的な魚道の改築工事を行っています。それで上りやすくなったこともあるのではと思います。
委員	利根川のサケは 30 年くらい前に埼玉県と群馬県でサケの卵を導入して放流事業を展開しました。その後、増えたが、また減ってしまったのは、河川環境の変化、水温が気になりました。
議長	委員が 30 年前に群馬県と共同で放流事業をして遡上に戻ってきたので、自然産卵があった川なので放流をやめて、最初の 3 年くらいは戻ってきたが、最近は下がってきたのは水温の影響か聞いたということですね。 堰の管理と魚を増やしていくセクションは違うので、お互い連携してやっていけたらと思います。
議長	本日用意された議題が全て終了いたしましたので、これにて議長の任を解かせていただきます。委員の皆様、本日は貴重な御意見をありがとうございました。
事務局	委員の皆様には、本日は、慎重な御審議と貴重な御意見をいただきまして、誠にありがとうございました。以上をもちまして、第 420 回内水面漁場管理委員会を終了させていただきます。 なお、次回 421 回の委員会は 11 月中旬を予定しておりますので、引き続きよろしく願いいたします。